



福岡医発第 3209 号 (総)
平成 30 年 3 月 26 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一良
(公印省略)

覚せい剤原料を指定する政令の一部を改正する政令の施行について

標記の件につきまして、日本医師会を通じ厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長より通知がまいりましたので、お知らせいたします。

本件は、覚醒剤の製造原料となる 1 物質を覚醒剤原料として新たに指定するため、覚せい剤原料を指定する政令の一部を改正し、下記物質を新たに覚醒剤原料として指定されたことを周知するものです。

医薬品製造業者や研究者等が、業務や研究のため、今回新規指定された覚醒剤原料を継続して取り扱う場合には、政令施行（平成 30 年 3 月 23 日）までに（覚せい剤取締法第 30 条の 7 第 1 号から第 5 号に規定する者の指定を受ける）覚せい剤研究者の免許取得等の手続きがあらかじめ必要となります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、会員への周知方ご高配賜りますようお願いいたします。

記

〈新たに覚醒剤原料に指定〉

① 2, 6 - ジアミノ - N - (1 - フェニルプロパン - 2 - イル) ヘキサンアミド、
その塩類及びこれらのいずれかを含有する物

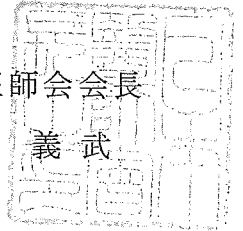
小郡三井医師会より

医療保険担当理事 山下拓郎
会長 白石恒明

平成 3 0 年 3 月 8 日

都道府県医師会会長 殿

日本医師会会長
横 倉 義 武



覚せい剤原料を指定する政令の一部を改正する政令の施行について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

今般、厚生労働省医薬・生活衛生局長より都道府県知事等に対し、「覚せい剤原料を指定する政令の一部を改正する政令の施行について（通知）」の文書が発出されるとともに、同局監視指導・麻薬対策課長より本会に対しても周知方依頼がありました。

本件は、覚せい剤の製造原料となる 1 物質を覚醒剤原料として新たに指定するため、覚せい剤原料を指定する政令（平成 8 年政令第 2 3 号）の一部を改正し、下記物質を新たに覚醒剤原料として指定されたことを周知するものであります。医薬品製造業者・研究者等が、今般覚醒剤原料に指定された物質、その塩類及び含有する物を取り扱う場合には、（覚せい剤取締法第 3 0 条の 7 第 1 号から第 5 号に規定する者の指定を受ける）覚せい剤研究者等の免許取得が必要であるため、政令施行までにあらかじめ必要な手続きを行わせるよう指導することにご留意いただきたいと存じます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会管下関係機関等への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

記

<新たに覚醒剤原料に指定>

① 2, 6 - ジアミノ - N - (1 - フェニルプロパン - 2 - イル) ヘキサンアミド、
その塩類及びこれらのいずれかを含有する物



薬生監麻発0221第1号

平成30年2月21日

公益社団法人 日本医師会会長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局

監視指導・麻薬対策課長



覚せい剤原料を指定する政令の一部を改正する政令の施行について（通知）

本日、覚せい剤原料を指定する政令の一部を改正する政令（平成30年政令第36号）が公布されたことに伴い、各都道府県知事、各保健所設置市長及び各特別区長宛てに、別添写しのとおり通知したので、内容を御了知の上、貴会会員に周知されるようお願い申し上げます。



薬生発0221第1号
平成30年2月21日

各

都道府県知事 保健所設置市長 特別区長

 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長
(公 印 省 略)

覚せい剤原料を指定する政令の一部を改正する政令の施行について (通知)

本日、覚せい剤原料を指定する政令の一部を改正する政令（平成30年政令第36号）が公布されましたので、貴職におかれましては、下記事項について御了解の上、関係各方面に対する周知の徹底と適切な指導をお願い申し上げます。

記

第1 改正要旨

1. 改正の趣旨

今般、覚醒剤の製造原料となる1物質を覚醒剤原料として新たに指定するため、覚せい剤原料を指定する政令（平成8年政令第23号）の一部を改正した。

2 改正の内容

次の物質を新たに覚醒剤原料に指定した。

2, 6-ジアミノ-N-(1-フェニルプロパン-2-イル) ヘキサンアミド、その塩類及びこれらのいずれかを含有する物

3 施行期日

公布の日（平成30年2月21日）から起算して30日を経過した日（平成30年3月23日）から施行する。

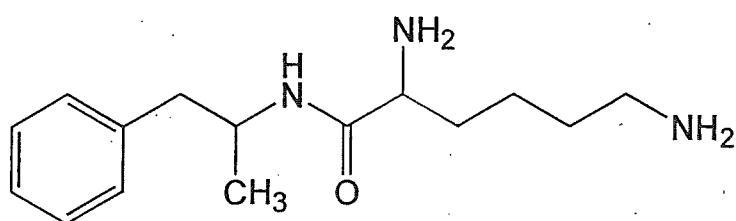
第2 留意事項

医薬品製造業者、研究者及びその他の者が業務又は研究のため、今回新規指定された覚醒剤原料を継続して取り扱う場合には、覚せい剤取締法(昭和26年法律第252号)第30条の7第1号から第5号に規定する者の指定を受ける必要があることから、政令施行までにあらかじめ必要な手続きを行わせるよう指導すること。

第3 物質の構造式等

化学名：2, 6-ジアミノ-N-(1-フェニルプロパン-2-イル)ヘキサンアミド

構造式：



※2, 6-ジアミノ-N-(1-フェニルプロパン-2-イル)ヘキサンアミドには4種類の立体異性体が存在するが、その内、(2S)-2, 6-ジアミノ-N-[(2S)-1-フェニルプロパン-2-イル]ヘキサンアミドに、国際一般名称「リスデキサンプエタミン(英名:Lisdexamfetamine)」がつけられている。